

○福島地方水道用水供給企業団議会定例会の招集時期に関する規則

〔昭和60年11月30日〕
規則第2号

福島地方水道用水供給企業団議会定例会の回数を定める条例（昭和60年条例第3号）に基づく定例会は、2月及び8月に招集する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。